

公共交通不便地域解消へ向けて
(バス導入編)

【公共交通不便地域解消へ向けて（バス導入編）】

公共交通不便地域^{注1}の解消へ向け、地域住民、事業者、行政の3者の「役割分担」や、新規バス路線の導入を検討する際の「導入検討の流れ」及び試験運行及び本格運行における「評価基準」について定める。

役割分担について

地域住民と一体の事業として継続するため、地域住民、事業者、行政との相互理解を深め、利用促進を図ることから、**地域住民（組織）、事業者、行政**の三者協働での運行を基本とする。三者の役割は以下の通りとする。

・地域住民（組織）

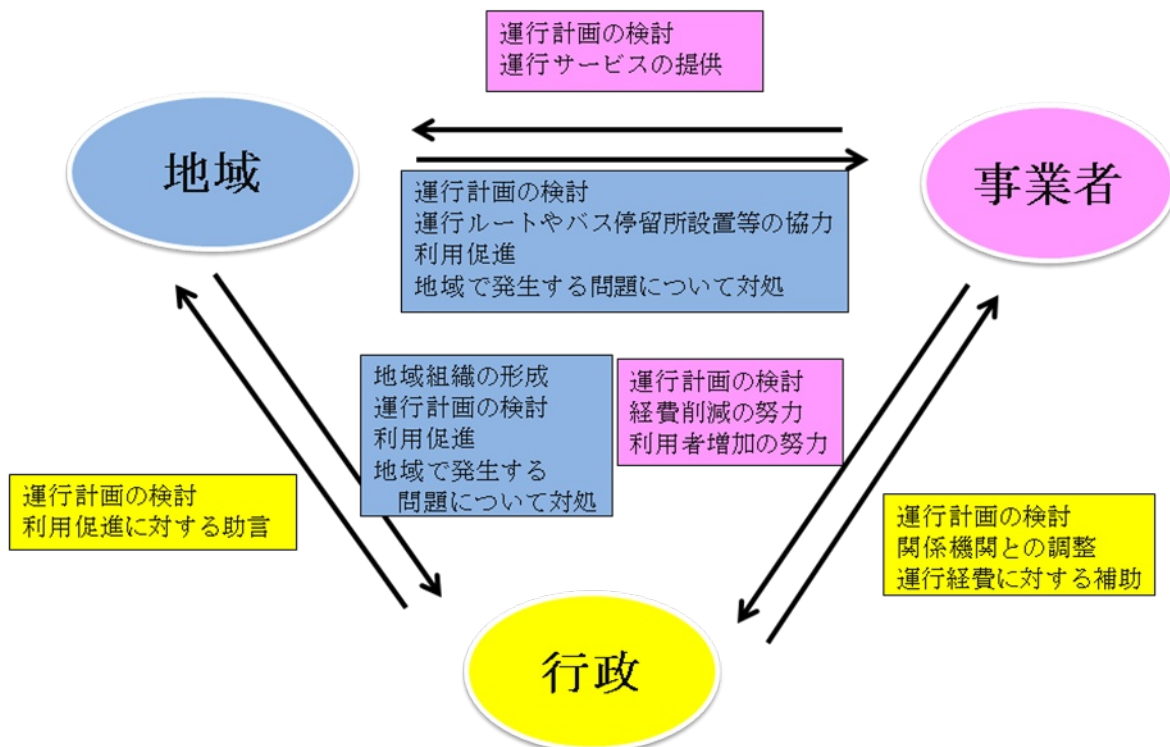
- 町会や自治会等を中心とした地域住民による地域組織が形成されること。
- 運行計画（運行ルートやバス停留所等）検討を行うこと。
- 運行ルートやバス停留所設置等に協力すること。
- 利用促進を図ること。
- 地域で発生する問題について対処すること。

・事業者

- 運行計画（運行ルートやバス停留所等）検討を行うこと。
- 運行サービスの提供を行うこと。
- 運行経費削減の努力をすること。
- 利用者増加の努力をすること。

・行政

- 運行計画（運行ルートやバス停留所等）検討を行うこと。
- 関係機関との調整を行うこと。
- 地域住民（組織）が行う利用促進に対し助言を行うこと。
- 運行経費に対して補助をすること。



導入検討の流れについて

1. 地域について

公共交通不便地域であること。
町会や自治会等を中心とした地域住民による地域組織が形成されること。

2. 事業者について

道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者、もしくは經營する予定のある者とする事。

安全を確保するため、バス協会加盟会社を基本とすること。
(地域の安全上の問題等に熟知しており、既存バス路線への影響を考えていく必要もあることから、近接する既存バス路線運行事業者が望ましい。)

3. 運行ルート・ダイヤ 及び運賃等について

既存バス路線への影響に配慮すること。
近接する公共交通機関への連絡を基本とすること。
三者協働で運行ルートやバス停留所設置を検討すること。
基本とする時間当りの運行本数を検討すること。
(運行距離等の考え方)
交通事業者の運賃体系に基づいた運賃を基本とすること。

運行経費の50%が、運賃収入等により確保出来る見込みが立った場合

← 船橋市地域公共交通活性化協議会(地域公共交通会議)の合意
市の意志決定

試験運行へ

試験運行について

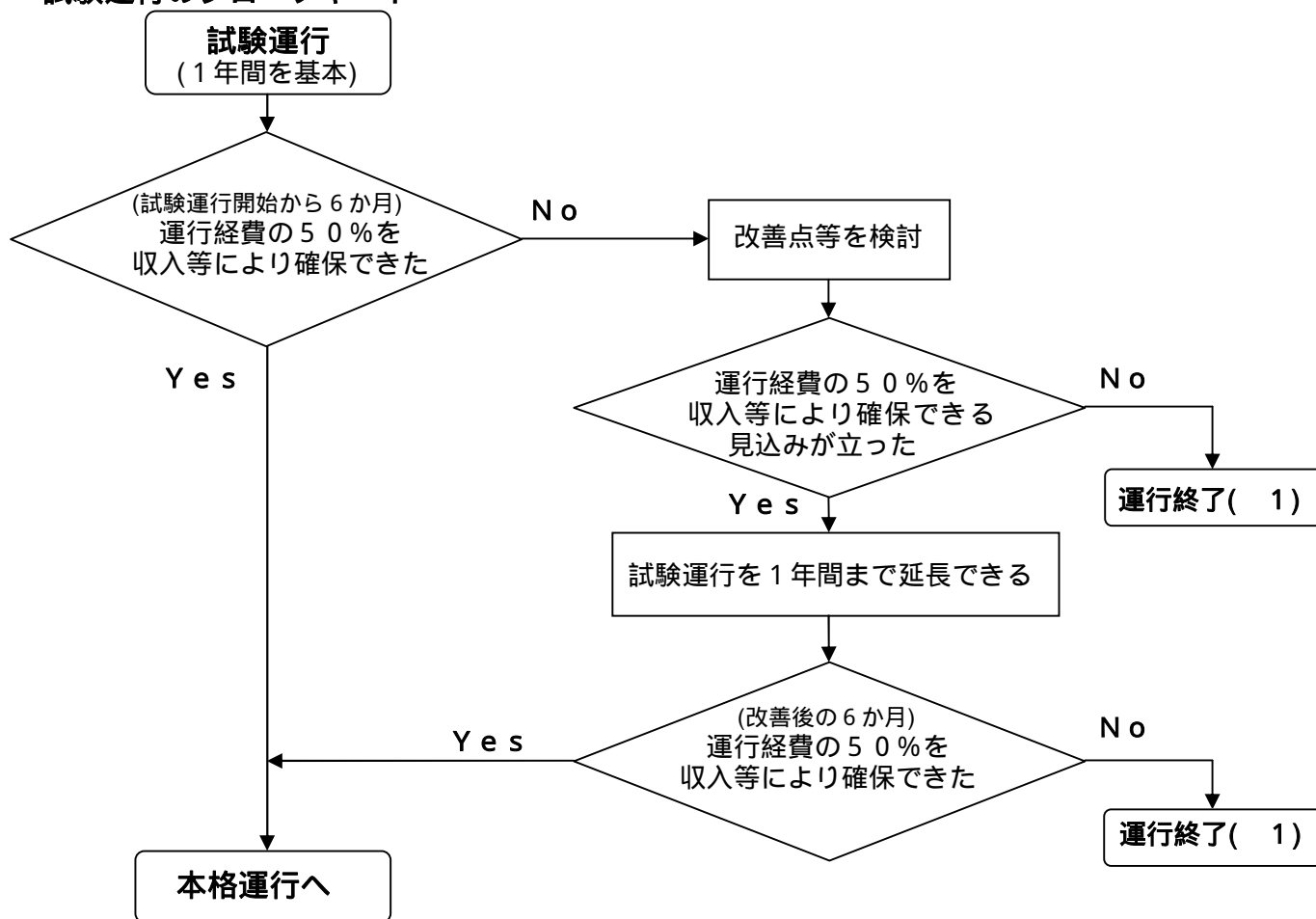
- ・ 運行期間・・・試験運行期間は、1年間を基本とする。
- ・ 評価基準・・・ 本格運行へ移行するための基準は、試験運行開始してから6ヶ月の結果が運行経費^{注2}の50%を収入等により確保できることとする。なお、収入等に地域組織からの負担金を含めることができるものとする。

本格運行へ移行するための基準を下回った時は、改善点等が検討され、運行に経費の50%を収入等により確保できる見込みが立った場合のみ、改善を行い、試験運行期間をさらに1年間延長できるものとする。延長した時の本格運行へ移行するための基準は、改善を行ってから6ヶ月の結果が運行経費の50%を収入等により確保できることとする。改善点等が検討されても、運行経費の50%を収入等により確保できる見込みが立たない時や、改善を行ってから6ヶ月の結果についても運行経費の50%を収入等により確保できなかった時には、運行を終了する。

既存バス路線への影響が軽微であることとする。

- ・ 運行補助・・・運行経費から運賃収入等の経常収益を減じた赤字補填とする。
- ・ 移行措置・・・試験運行から本格運行へ移行する際に、空白期間が生じないように移行期間を設けることができる。

試験運行のフローチャート



船橋市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通会議）は適宜開催。

1 船橋市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通会議）にて運行終了の合意がある。

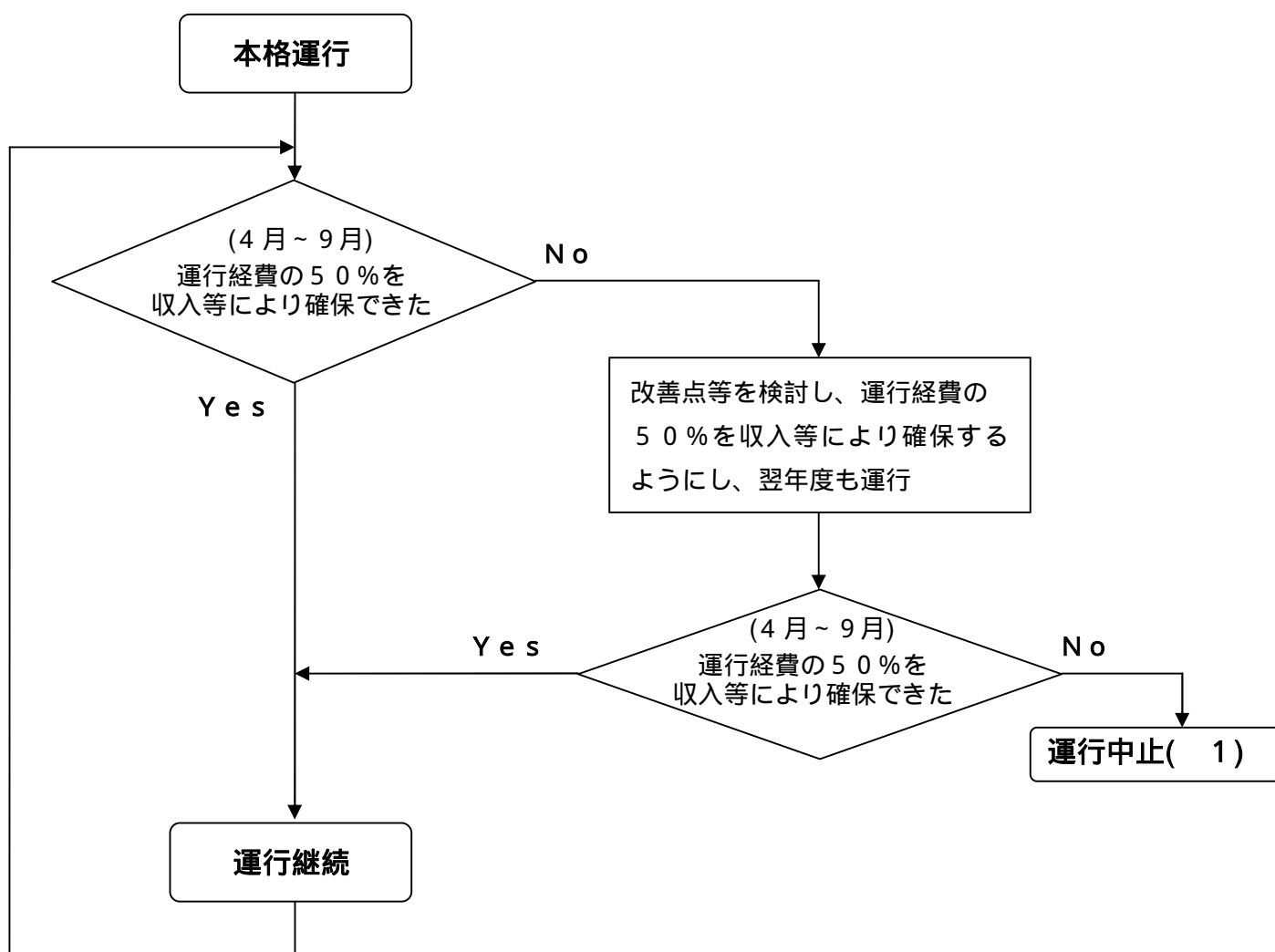
本格運行について

・評価基準・・・ 運行を継続するための基準は、毎年4月から9月までの結果が運行経費の50%を収入等により確保できた場合とする。なお、収入等に地域組織からの負担金を含めることができるものとする。

毎年4月から9月までの結果が運行経費の50%を収入等により確保できなかった場合、改善点等を検討し、運行経費の50%を収入等により確保するようにする。2年連続で、4月から9月までの結果が運行経費の50%を収入等により確保できなかった場合は、運行を中止する。

・運行補助・・・ 運行経費から前年の運行実績を基に算出した見込みの経常収益を減じた補助額事前内定方式とする。

本格運行のフローチャート



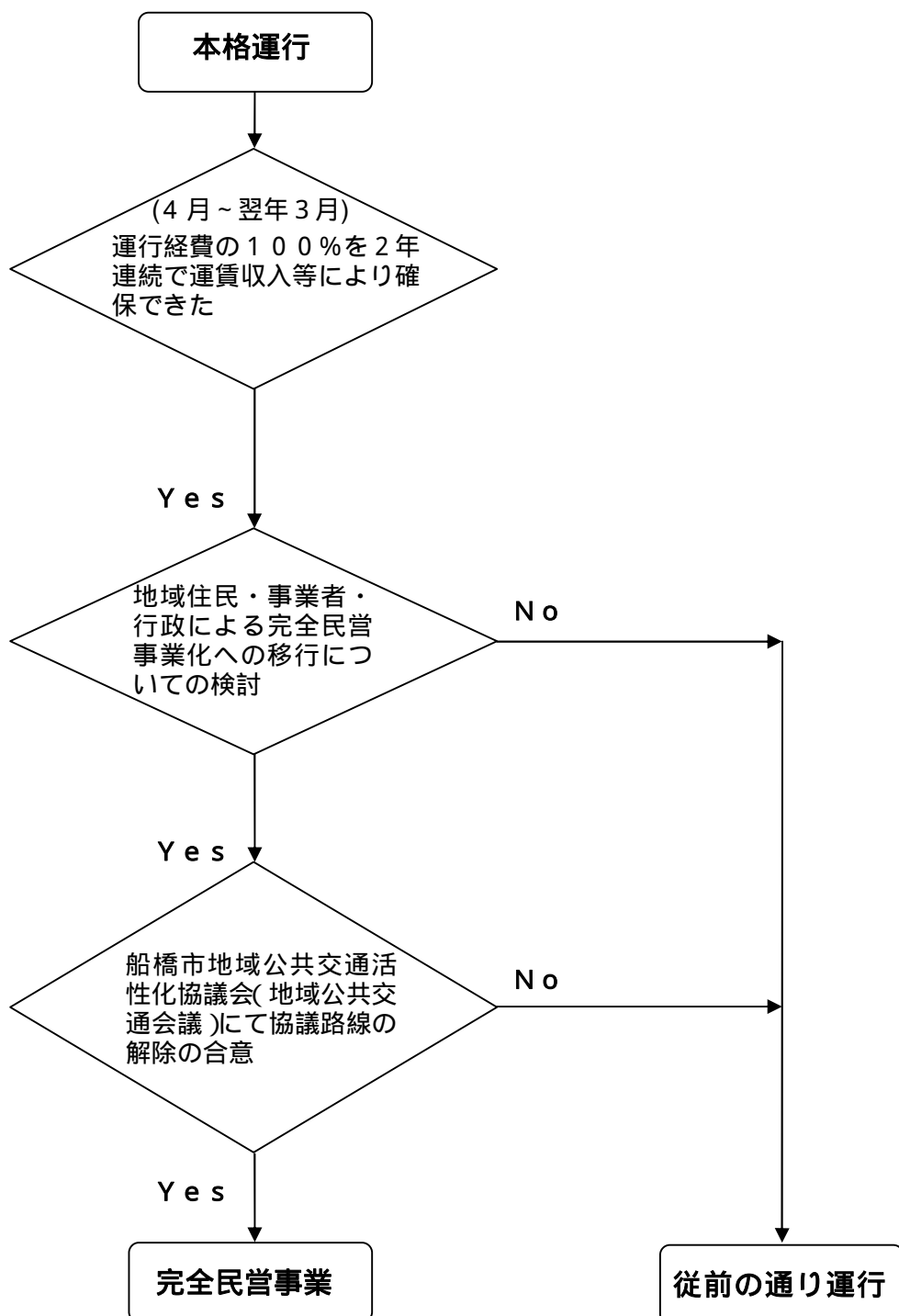
船橋市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通会議）は適宜開催。

1 船橋市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通会議）にて運行中止の合意がある。

事業者による完全民営事業について

- ・評価基準・・・4月から翌年3月までの結果が2年連続で運行経費の100%を運賃収入等により確保できた場合、事業者による完全民営事業とすることができる。

完全民営事業のフローチャート



船橋市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通会議）は適宜開催。

本編の見直しについて

- ・本編は、平成22年2月に策定した、船橋市地域公共交通総合連携計画に基づき、バスの実証運行を行い、公共交通不便地域の解消へ向けた持続可能な公共交通サービスの基準を定めたが、今後、財政状況や社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行う。

注1 公共交通不便地域：公共交通不便地域は船橋市地域公共交通総合連携計画（平成22年2月）の考え方に基づく地域とし、公共交通運行実態を考慮するものとする。また、必要が生じた場合には適宜見直しを検討する。

注2 運行経費：運行経費とは路線ごとの見積もりの実車走行キロ当たり経常費用と国が示す地域キロ当たり標準経常費用の少ないほうから算出される額とする。また、車両費は減価償却費として見積もりの実車走行キロ当たり経常費用に含むことを基本とする。なお、路線限定の車両となる場合は、車両費を除いた路線ごとの見積もりの実車走行キロ当たり経常費用と国が示す地域キロ当たり標準経常費用から車両償却費を除いた額と比較して少ないほうから算出した額に、車両費を加えたものを運行経費とする。

初版 平成25年 3月

改定 平成27年12月